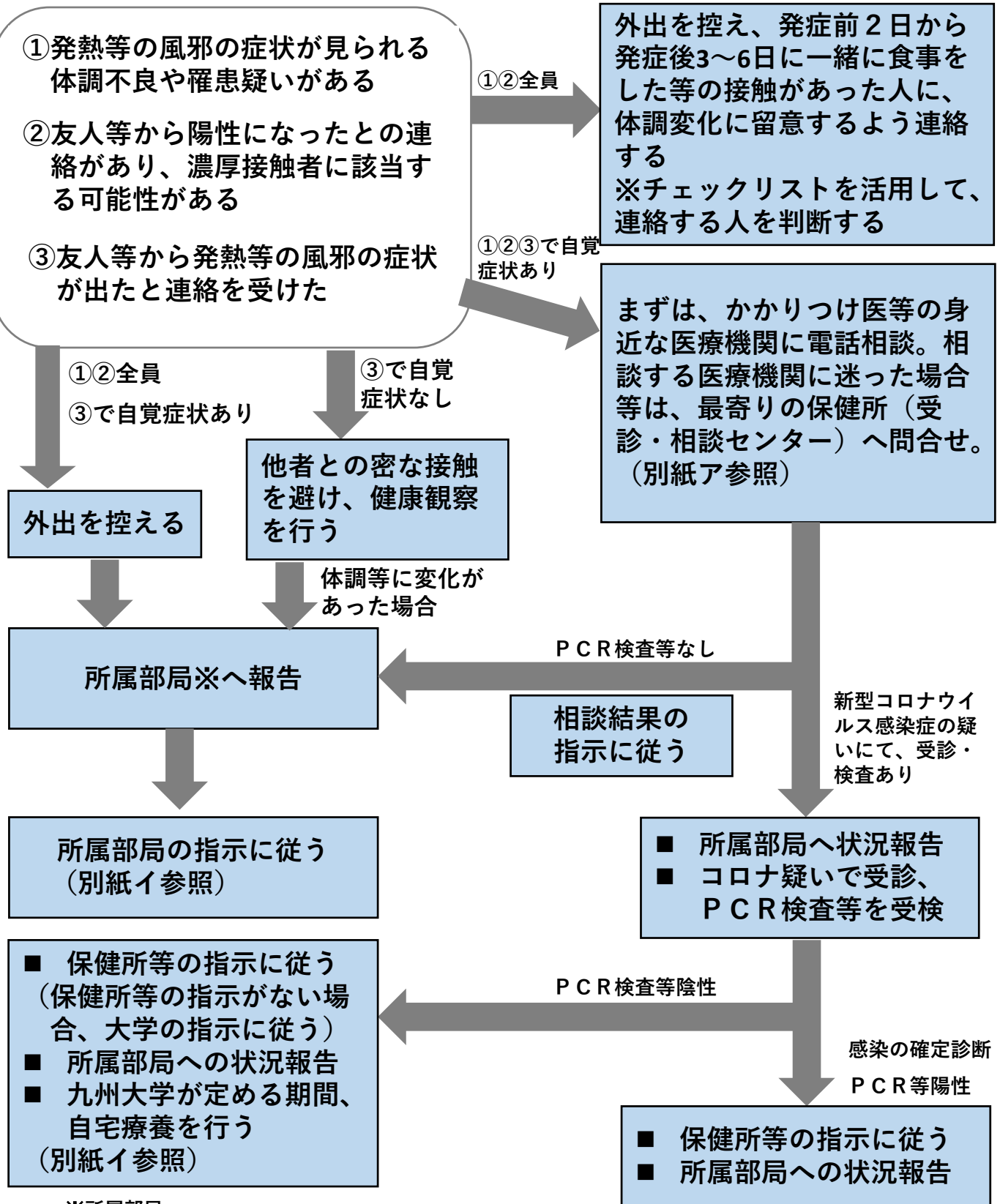


新型コロナウイルスに関する行動フロー



※所属部局

教職員：所属部局の総務課等に連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/department/>

*事務局においては、各課（室）の担当係へ連絡すること。

学 生：所属の学部等の学生係に連絡

学部1年生は学務部学生支援課学生支援係へ連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/1546>

施設・学校・職場等で陽性者が発生した場合の対応について

1 陽性者→その他の方へ感染する可能性のある期間を特定します

感染可能期間(いつから?)

- 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日
- 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

感染可能期間(いつまで?)

- 陽性者が最後に通園・通学等した日 … 令和 年 月 日

上記感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低いです

↓ はい

↑ いいえ

2 感染可能期間中に以下の接触をしたか確認してください

- お互いにマスクなし、又は陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1メートル程度)で15分以上会話した
- 保育所・幼稚園などでは、「濃厚接触者に該当する可能性がある方(児童・職員)を特定するためのチェックリスト」【参考1】も参考にして御確認ください。
例) マスクを正しく着用せず、会話しながら食事やおやつを一緒に食べた等

↓ はい

濃厚接触者に該当する可能性があります

陽性者と最後に会った日から10日間は、健康観察を行うよう指示してください。
<基本対応> → **7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)と**10日間**の健康観察をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

NEW!! 1月28日より待機期間が7日間に短縮されました。

- ◆ 7日間の自宅待機後、8日目に待機が解除されます。
- ◆ ただし、10日間は体温を測り健康状態の確認等を行ってください。

(陽性者と最後に接触した日から**7日間**)

(陽性者と最後に接触した日から**10日間**)

自宅待機解除日 令和 年 月 日

健康観察終了日 令和 年 月 日

↓ 該当する可能性がある方へ

● 症状がある方はかかりつけ医や診療・検査医療機関に受診の相談をしてください

受診にあたっては、「陽性者と接触があった」ことを事前に連絡した上で受診してください。
受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

※ かかりつけ医がない場合は、下記にご相談ください。

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(092-643-3288 24時間対応)

● 症状のない方は

原則、陽性者と最後に会った日から**7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)をしていただき、健康観察(10日間)を行っていただくことを基本とします。

そのほか上記対応にご不明な点がある場合には、管轄の保健所にご相談ください。

発熱などの症状が出たら・・・

別紙ア

発熱などの症状がある

- ✓ 自宅静養
- ✓ 外出の自粛
- ✓ 毎日検温し記録

かかりつけ医等の
地域で身近な医療機関に電話相談

相談した医療機関で
診療・検査が**可能**

当該医療機関を受診

相談した医療機関で
診療・検査が**できない**
または
相談する医療機関が
わからない

- ◆ 受診前に必ず電話相談し、来院時間を決定してください。
- ◆ できる限り公共交通機関の利用を避けて受診してください。
- ◆ 来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。

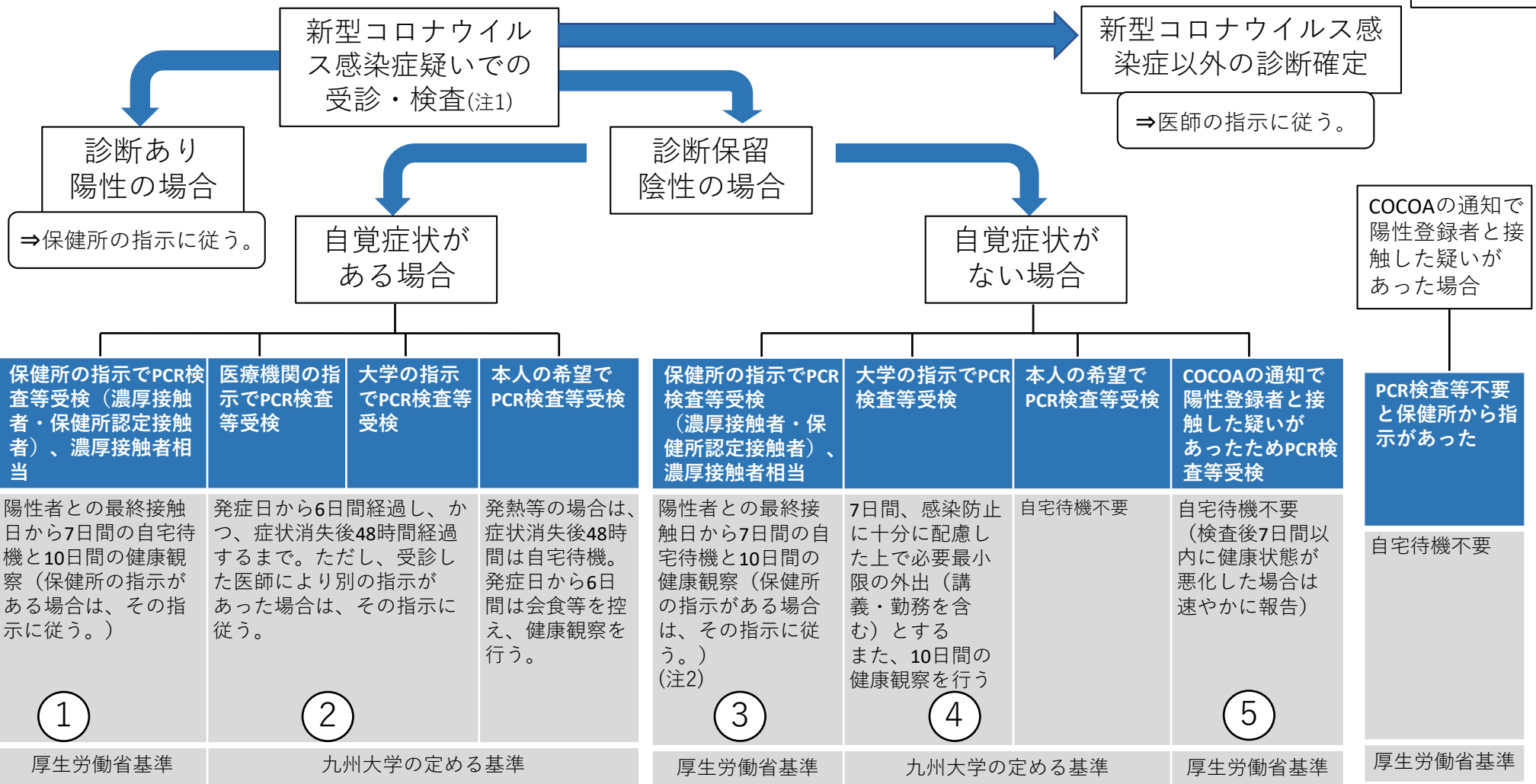
お住まいの地域の**受診・相談センター**に問い合わせ、
案内された**医療機関**に電話相談のうえ受診してください。

受診・相談センター	電話番号	夜間・休日
福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル	092-711-4126 (24時間対応)	同左
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288 
糟屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	

上記以外の受診・相談センターは福岡県のHPでご確認ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-5>

自宅待機期間について

別紙イ



(注1) 国の指針等に基づき、「PCR検査等なしでの医師による陽性判定」等が行われる場合も、「陽性的場合」により対応していくものとする。

(注2) 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要な者であると所属部局長及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②抗原定性検査により4日目と5日目に検査を実施、③陰性を確認、のいずれの条件も満たせば、5日間で陰性確認後から復帰とすることができる。なお、病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先する。

(注3) 保健所の調査がなされず、本学がチェックリストに基づき「濃厚接触者に該当する可能性がある」と判断する者は「濃厚接触者相当」として扱う。

(注4) 感染の不安がある場合、PCR検査等をできるだけ受検すべきだが、検査キットの不足等により受検できない場合は、濃厚接触者については①または③、その他の接触者については②または④、COCOA通知があった接触者については⑤により対応する。

(注5) 新型コロナウイルス感染症の疑いがあるが、受診できないなどの理由で診断確定出来ない者との濃厚接触に該当する可能性がある者で症状がない場合は、一旦④の対応を取り、体調不良者の状況を見て対応の継続を検討する。